

事業者・施設指定基準について

| | | |
|---|--|-----|
| 1 | 1／10 全国会議資料からの主な変更点について…… | 28 |
| 2 | 現行最低基準の改正後比較表…………… | 39 |
| 3 | 改正後最低基準と指定基準の比較表…………… | 105 |
| 4 | 指定居宅支援等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準(案)…………… | 182 |

○指定基準の1／10全国会議資料からの主な変更点新旧対照表（ページ数は、1/10会議資料本冊及び別冊のもの）
(施設編)

| ページ数 | (旧) | (新) |
|----------|---|--|
| P80 P146 | ○各施設について、基本方針を修正 | |
| | 第1節 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、適切に行う 1 療養もとのでなければならぬこと。 | (第三条のうち) 本方針は、入所者に対する観点を適切に立てるため、必要な訓練を実施する。また、指導及び施設を運営するうもとのでなければならない。 |
| | 2 指定尊重提供をすること。 3 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び施設を立てるに努めなければならない。 | 2 指定身障者更生施設は、入所者の立場に立つて、指定施設を立てるに努めなければならない。 3 指定環境を運営する者を運営するに努めなければならない。 |
| | 2 指定尊重提供をすること。 3 指定身体障害者や地域(特例の2に規定する)、他の施設を提供するに努めなければならない。 | 2 指定身障者更生施設は、入所者の立場に立つて、指定施設を立てるに努めなければならない。 3 指定環境を運営する者を運営するに努めなければならない。 |
| | 3 指定有り、業を行なう者を指定するに努めなければならない。 | 3 指定有り、業を行なう者を指定するに努めなければならない。 |
| P80 P146 | ○各施設について、具体的な人員数と重度者対応規定を記載し、生活指導員及び処遇の名称を変更 | (例) (指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数) 第四条及び第五条の四を師導護看護士、理学療法士、心療マッサージ指圧師、職員及び支援員の職能及び職員の職務を規定する。 |
| | 1 指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数 | (1) 指定肢体不自由者(1)員は、超ウムの員は、医師看護婦(以下「看護職員」という)、理学療法士、心療マッサージ指圧師、職員及び支員の職能及び職員の職務を規定する。 |

由、摩員者作マのが
自士人援體不法あ支體療生、活
指定理定び上肢學員生、活
ない師能員ハ以上指定理定び上肢學員生、活
護職導で、る師能員ハ以上指定理定び上肢學員生、活
超え看、指、指でそのを
は定職法超看、指でそ
が五つ理師算十は定職方又
心圧勤がつ理師算二以上
設士ジシは者設士ジシ、超て得た
所生療サ数所施法一はをえ
入更業ツ総入生療サ数十加
者作マの更業ツ総五を
イ 口

自療、生
指定員能導で体不法員び上由士人
指職、職方定職員、指法肢理定及
は、心指
設法一數がつ心指
設法サ総數あ、ジははそ
て得た護員の数は、次のとおりとすること。
(カ) ○以上
(イ) 理學療法士 ○以上
(オ) 作業療法士 ○以上
ウ 栄養士

- (7) 由法あ活、摩導所施療ツの者が、この限りでない場合に、
(1) 更作摩導の者指入生業マ員數が、この限りでない場合に、
(2) (1) の入所者の数は、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
(3) 指定肢體不自由者更生施設の職員は、専事する遇處に該者に
指定肢體不自由な場合は、この限りでない。
(4) (1) イの看護職員のうち、○人以上は、常勤の者であること。
(5) (1) イの生活指導員のうち、○人以上は、常勤の者であること。
(6) (1) イの理學療法士及び作業療法士は、従事する職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数による。
3 指定肢體不自由者更生施設の職員は、専事する事務に該者に該な
い場合は、この限りでない。
4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 当事該指定肢體不自由者であることを、該指定肢體不自由者ができる。

| | | | |
|-----|------|---|--|
| | | 施設指數をと通す。入所支者る該る業算し自て項指者方で第一業算し肢に、に勤で除はれ。設場該には六・三・二・一。 | 入設業す當によを加一業所に援に第從入所の提え項者者指供て第のの指定す、二總數を |
| 7 | | | 8 指定肢體不自由者更生対応に応じた場合に、前項に掲げる業算の該る業算をと通す。 |
| P87 | P163 | ○身体障害者療護施設の理学療法士について、理学療法士又は作業療法士とした。 | (從業者の員数) 指定数人十か所に置入め。業員三び員養医行看ひ土入所の二及イ。 業員十か所に置入め。業員三び員養医行看ひ土入所の二及イ。 業員十か所に置入め。業員三び員養医行看ひ土入所の二及イ。 |
| P87 | P163 | ○身体障害者療護施設の居室について、一人当たりの床面積を変更 * 重複する項目に配慮した人員配置については、引き続き検討中。 | (従業者の員数) 指定数人十か所に置入め。業員三び員養医行看ひ土入所の二及イ。 指定数人十か所に置入め。業員三び員養医行看ひ土入所の二及イ。 指定数人十か所に置入め。業員三び員養医行看ひ土入所の二及イ。 |
| P87 | P163 | ○身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。 (ア) 居室一人の床面積は、四人以下とすること。(イ) 入所者一人当たりの床面積は、收納設備を除き、6.6平方メートル以上とすること。 | (設備) 指定身体障害者療護施設の設備の設備の基準は 次第四条第一項の規定する。 |

(ウ) 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

| | | | |
|-----|------|--------------------------------------|---|
| | | | |
| P83 | P152 | ○各施設の運営基準において、入退所の規定を変更 | <p>(入退所) 1～5項（略） 第十一条 身体障害者更生施設は、入所者について、そに 第六条 指定身障者に照らし、法第十七条の四第一項に 第六条の規定する指定居宅支援等を利用することにより、そ 第六条の規定する指定居宅ににおいて日常生活を営むことができるか 第六条の規定する指定居宅ににおける日常生活を営むことができるか 第六条の規定する指定居宅ににおける日常生活を営むことができない。</p> <p>(7)（6）の検討に当たつては、生活指導員、介護職員、看護職員等の従業者の間で協議しなければならない。</p> <p>(8) 指定身体障害者更生施設は、居宅において日常生活を営むこととする入所者に対し、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、この者の者のためには必要な援助を行うこと。</p> |
| P83 | P154 | ○各施設の運営基準において、金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。 | <p>(指定身障者更生施設が入所者等に求めることの 第十一条 金銭の支払の範囲等) 第十一条の規定する入所者等に對して金銭の使途が直接當該入所者に支 提供されるのは、當該金銭の使途が直接當該入所者に支 便益を向上させることであるものであつて、當該入所者に支 を求めることが適当であるものとする。</p> <p>2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、當 該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払をする 求める理由について書面によつて明瞭にするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし しては、この限りではない。</p> |

| | | |
|-----|------|---|
| P83 | P154 | ○各施設の施設利用者負担額等の受領規定に緊急時等の償還払い規定とサービス提供証明書の交付規定を追加。 |
| | | <p>（施設利用者負担額等の受領）</p> <p>指定施設支拂は、施設は、その扶養するものとする。</p> <p>第十五條 第二項に規定する額の支拂を受けるものとする。</p> |
| | | <p>2 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領を行わる旨日で受け取る他費と認めた場合に、前項に掲げる施設第十九条に規定する額の支拂を受けるものとする。</p> |
| | | <p>3 指定身体障害者更生施設は、前二項の供給費に係る当該の支拂を受けるものとする。</p> <p>4 指定身体障害者更生施設は、前二項の費用を支拂に受け取らなければならぬ。</p> <p>5 指定身体障害者更生施設は、第三項の費用の額に入ること。</p> |
| | | <p>（2）指定身体障害者更生施設は、（1）の支拂の費用と、施設日なせることがでるべき。</p> <p>（3）（1）又は（2）の規定による額の支拂を交付した場合には、当該利用者に付し、入所者の同意を得なればならない。</p> <p>（4）指定身体障害者更生施設は、（2）に掲げるあらびこと。</p> <p>（5）略</p> |
| | | <p>（施設訓練費の額に係る通知）</p> <p>市町村から支拂は、施設に對し、當該支拂の額を通知しなければならない。</p> <p>（施設訓練費の額に係る通知）</p> <p>市町村から支拂は、施設に對し、當該支拂の額を通知しなければならない。</p> |

ければならない。

| | |
|---|--|
| 2 指定身體障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受けた場合に、その指定期間が施行するに存するに存する身體障害者を的確に把握する。 3 その指定期間が施行するに存する身體障害者の生活状況を的確に把握する。 4 その指定期間が施行するに存する身體障害者の精神状態を的確に把握する。 | <p>2 指定身體障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受けた場合に、その指定期間が施行するに存するに存する身體障害者を的確に把握する。 3 その指定期間が施行するに存する身體障害者の生活状況を的確に把握する。 4 その指定期間が施行するに存する身體障害者の精神状態を的確に把握する。</p> |
| 2 指定身體障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受けた場合に、その指定期間が施行するに存するに存する身體障害者を的確に把握する。 3 その指定期間が施行するに存する身體障害者の生活状況を的確に把握する。 4 その指定期間が施行するに存する身體障害者の精神状態を的確に把握する。 | <p>2 指定身體障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受けた場合に、その指定期間が施行するに存するに存する身體障害者を的確に把握する。 3 その指定期間が施行するに存する身體障害者の生活状況を的確に把握する。 4 その指定期間が施行するに存する身體障害者の精神状態を的確に把握する。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>（第一項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第二項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第三項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第四項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> | <p>（第一項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第二項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第三項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第四項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> | <p>（第一項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第二項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第三項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> <p>（第四項中「二メートル」を「一メートル」とする。）</p> |
|---|---|---|

○ 知的障害者

附 則

（施行期日）この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（知的障害者入所更生施設の経過措置）

（知的障害者入所更生施設の経過措置の実施に存が増が成され、第は五、と、同第ニ更生み改一四人」とある。）

口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(知的障害者入所授産施設の経過措置)
（知的障害者の施設に存する知的障害者も全八人、と三・三所を的第号同三）
（知的障害者入所授産施設の施行本部規則と六・六平方メートル）

（知的障害者通勤の経過措置）
（知的障害者の施設に存する知的障害者も全六人、と三・三所を的第号同三）
（知的障害者入所授産施設の施行本部規則と六・六平方メートル）

(居宅編)

| ページ数 | | (旧) | (新) |
|------|-----|--|---|
| P43 | P89 | ○各指定居宅支援事業者の運営基準において、金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。 | <p>(指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p> <p>第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者は、当該金銭の用途が直接當該利用者の便益を向上させるものであることは、当該利用者に支払を求める場合に限り、当該利用者に支払を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに入所者等に金銭の支払を請求する理由について明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならぬ。ただし、次第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。</p> |
| P43 | P89 | ○各指定居宅支援事業者の運営基準において、金銭の支払いの範囲等についての規定を置いた。 | <p>(居宅介護事業者の受領)</p> <p>第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供する利用者は、当該金銭の用途が直接當該利用者の便益を求めるものとする。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領権者又は、扶養義務者から居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅介護事業者の受領額のほか、利用者から法第七十七条の四第二項に規定する額の支払いを受けるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護事業者は、前二項の支事業者の実施は、その他の区域で、利用者が通じる場合に、定められた料金を支払う。</p> |
| P43 | P89 | ○居宅利用者負担額等の受領規定に緊急時等の償還払い規定とサービス提供証明書の交付規定を追加。 | <p>1 2 利用者負担金等の受領</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領権者又は、扶養義務者から居宅介護を提供する場合に、利用者は、当該金銭の用途が直接當該利用者の便益を求めるものとする。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の支払の常定期間の額の支払を受ける実施は、その他の区域で、利用者が通じる場合に、定められた料金を支払う。</p> |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| | | (3) (1)又は(2)の規定による額の支払いを交付した場合には、当該利用者に係る費用がかかること。 | 4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用を支払うことを対する場合に、当該費用を支払う。 |
| | | (4) 指定居宅介護事業者は、(2)の費用の額にじめ、ついては、(3)の規定による額の支払いを交付した場合に、当該利用者に係る費用がかかること。 | 4 受けた指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額にじめ、ついては、(3)の規定による額の支払いを交付した場合に、当該利用者に係る費用がかかること。 |
| 1 3 | 居宅生活支援費の額には、指定居宅介護事業者に係る市町村支給に係る居宅生活支援費用を通知する旨の明確な記載があること。 | 1 3 居宅生活支援費の額には、指定居宅介護事業者に係る市町村支給に係る居宅生活支援費用を通知する旨の明確な記載があること。 | 1 3 居宅生活支援費の額には、指定居宅介護事業者に係る市町村支給に係る居宅生活支援費用を通知する旨の明確な記載があること。 |
| P62 | P106 | ○指定短期入所事業者で、日中受け入れを実施する場合の規定を追加した。(知的障害者、児童について) | ○指定短期入所事業者で、日中受け入れを実施する場合の規定を追加した。(知的障害者、児童について) |
| P62 | P112 | 2 知的障害者更生施設等との併設(以下「指定事業者」といいます。)が当該事業所(昭和35年厚生省令第16号)に規定する居室のうち、(1)該施設の運営に係る費用がかかるものでないこと。 | 2 管理者「福」設部全いし、短期入所を用いること。 |

| | | | | |
|-----|------|--|---|---|
| | | 居の管理上支障がない場合は、当該共 同生 活住居の他に設施等の職業所とし、又は從事の職業所とする。 | 生定地事業所にあきることがでるも のとす。 | 指該はるしがでる事従こととしは、當支理上他の職業所の事務に從事する事務の他に設施等の職業所とする。 |
| P65 | P112 | ○指定地域生活援助事業所の設備及び定員について、変更した。 | | |
| | | 1 (1) 設備に関する基準 指定地の区域生 活援 助事業所は、その入居定員を4人以上とし、その居間、居室を有すること。 (2) (1) に規定する居室の基準は次のとおりとする。 イ 口 1の居室の定員は、2人以下とすること。 ロ 1の居室の床面積は、1人用居室にあつては、9.9平方メートル以上とすること。 | （設備に関する基準） 指定期定地の区域生 活援 助事業所は、その入居定員を4人以上とし、その居間、居室を有すること。 （2）前項に規定する居室は、原則として個室とする。 第十八條 第八十九条に交換を図ることができる。第十八條に規定する居室は、原則として個室とする。 | |
| P66 | P113 | ○指定地域生活援助の入居対象者の要件を見直した。 | | |
| | | 9 入退居 (1) 指定期定地の区域生 活援 助は、居住支給決定知的障害者にあつて次に掲げる要件を満たすものとし、(2) 共同生活をする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。 イ 日常生活上ないのいか生きていけること。 ロ 数人に身辺自立が可能で、共同生活を適切に受け入れること。 ウ 日常生活を維持するに足りる収入があること。 | （入退居） 指定期定地の区域生 活援 助は、居住支給決定知的障害者にあつて次に掲げる要件を満たすものとし、(2) 共同生活をする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。 | |
| P67 | P115 | ○指定地域生活援助の「管理者による管理」規定を削除した。 | | |
| | | 1 ⑧ 管理者による管理 共同生活する者は、同時に指定施設、居住の管理を行なう。 | 1 ⑧ 管理者による管理 共同生活する者は、同時に指定施設、居住の管理を行なう。 | |